

利用証の交付基準、申請に必要な書類、有効期間

区分		交付基準		利用証の色	申請に必要な書類等	利用証の有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上		緑	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上		緑			
	平衡機能障害	5級以上		緑			
	肢体不自由	上肢	2級以上				緑
		下肢	6級以上				緑(2級以上の車椅子使用者は青)
		体幹	5級以上				緑(3級以上の車椅子使用者は青)
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上			緑
	移動機能		6級以上	緑(2級以上の車椅子使用者は青)			
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上		緑			
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がA以上の者		緑	療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者		緑	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		緑	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者		緑(要介護3以上の車椅子使用者は青)	介護保険被保険者証		
妊産婦 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)		妊娠7箇月から産後1年までの者		オレンジ	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後1年まで	
多胎妊産婦 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)		妊娠7箇月から産後3年までの者		オレンジ	母子健康手帳 (多胎児全員分の手帳)	妊娠7箇月から産後3年まで	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		オレンジ	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等	診断書等で必要と認める期間 (原則1年以内)	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる者		医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる者		青	・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)	対象者としての基準に該当しなくなるまで	